

日 時：令和7年(2025年)10月23日(木) 14:00～15:30  
議 題：別添「会議次第」のとおり  
出席者：別添「出席者名簿」のとおり

《開会》

【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】

定刻になりましたので、ただいまから令和7年度北海道困難女性等支援調整会議代表者会議を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、北海道保健福祉部子ども家庭支援課の小野寺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、北海道保健福祉部子ども政策局の桑原子育て支援担当局長からご挨拶を申し上げます。

【子ども政策局 桑原子育て支援担当局長】

皆さんこんにちは。北海道保健福祉部子ども政策局で子育て支援担当局長をしております桑原と申します。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、北海道困難女性等支援調整会議の代表者会議にご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。また、日頃から道の保健福祉行政の推進にあたりまして、特段のご支援とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行され、道では、「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」に基づき、取組の推進に努めているところであります。

本日開催する、北海道困難女性等支援調整会議の代表者会議は、これまでの取組状況や支援の課題などについて、関係機関で共有し、道内における支援体制の確立や連携強化を図り、対応力の向上につなげることを目的として実施するものでございます。

代表者会議の構成機関としてご参画いただいております皆様方におかれましては、本会議を踏まえ、地域において実施する実務者会議や個別ケース検討会議の円滑な運営のため、各組織内において情報共有を図るなどのご協力をいただきたいと思いますと思っております。

結びになりますが、関係機関の皆様には、今後ともそれぞれのお立場からご支援ご協力を賜りますとともに、困難な問題を抱える女性に対する支援が効果的に行われますよう、より一層の連携強化をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】

本日の会議資料は、資料1から資料4までとなっております。

資料1につきましては、私ども北海道庁の子ども家庭支援課で作っているもので、資料1-1、資料1-2、あと参考資料ということになります。そして、資料2としては、「北海道立女性相談支援センター配付資料」で、北海道警察本部さんからいただいている「配偶者からの暴力事案等の対応状況」と書かれている資料は資料3ということになります。資料4が北海道シェルターネ

ットワークさんからいただいている資料です。

基本的にはこちらの資料に基づきまして、まず議題 1 ということで取組状況について、それぞれお話をいただくような形で進めていきたいと思っております。

そして、その取組状況の説明をいただいた後で、話していただいた中身等も含めて意見交換というふうに進めていければと考えております。

それでは、早速議事の方に入らせていただきたいと思います。まず議題（1）ということで、道内における困難な問題を抱える女性等への支援に係る取組状況について情報共有を行っていききたいと思います。

まず初めに、道の取組状況について事務局の方から説明させていただきます。

#### 【子ども家庭支援課 中出主査】

道庁保健福祉部子ども家庭支援課の中出です。よろしくお願いたします。

私の方からは、計画の推進状況ということで説明させていただきます。

令和 6 年 3 月に策定しました、北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画について、令和 6 年度における推進状況をまとめましたので、資料 1-1 と 1-2 で報告させていただきます。まずは資料 1-1、1 ページ目をご覧ください。

道では「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の 2 つの法律に基づき、令和 6 年度からの 5 年間の計画期間とする基本計画を策定し、道立女性相談支援センターを中心に、民間団体や市町村をはじめとした関係機関と連携し、DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援を推進しております。

資料 1-1 の 2 ページ目をご覧ください。令和 6 年度の主な取組状況、実績と今後の取組について説明させていただきます。

まず、「1 相談・支援業務」については、これまでどおり女性相談支援センターにおける相談支援と、配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援を行っておりますが、令和 6 年度からは多様な相談支援として、新たに女性相談支援センターにおいて、メールによる相談を開設し、令和 6 年度中は 70 件の相談がありました。

今後に向けては、DV 被害者や困難な問題を抱える女性が相談につながり、適切な支援を受けられるよう、引き続き相談窓口の周知を図るとともに、一人一人に寄り添った相談支援に努めることとしております。

次に、「2 一時保護及び自立支援」については、女性相談支援センターと委託先において一時保護を実施しておりますが、令和 6 年度からは、DV 被害者以外の困難な問題を抱える女性の一時保護についても委託による一時保護を行っております。

令和 6 年度の実績は、センターでの一時保護は本人ベースで 65 人、委託先での一時保護は 112 人です。

また、女性相談支援センターは女性自立支援施設を兼ねており、令和 6 年度における入所者は 1 名となっております。ただし、一時保護として入所している方についても、自立に向けて、居住先の確保や、生活保護などの手続き、就労支援などの様々な支援を行っておりますので、入所の手続きを行った入所者としては 1 名ですが、実態として、一時保護入所者の多くは、自立支援も行っているところです。

今後に向けては、道立女性相談支援センターを中心に、民間団体等との連携により、DV 被害者や困難な問題を抱える女性の迅速かつ広域的な一時保護体制を継続するとともに、地域の支援

機関等との連携により、個々の状況に応じた自立のための支援を行うこととしております。

「3 北海道困難女性等支援調整会議の開催実績」については、代表者会議は全道的な情報共有による道全体の支援体制の確立・連携強化、対応力の向上を目的とし、令和6年10月にオンラインで実施しました。

実務者会議は、各地域における情報共有による、地域の支援体制の確立・連携強化、対応力の向上を目的とし、令和6年度は5ヶ所で実施しました。

個別ケース検討会議は、個別の対応では支援が困難なケースについて、支援に関わる可能性のある関係機関を女性相談支援センターが招集し、状況把握や支援方針の検討を行うことを目的とし、令和6年度は1回実施しました。

今後に向けては、関係機関とのケース検討や支援策等に係る情報共有を行い、支援対象者個々の状況に応じた適切な支援につなげるとともに、全道的な支援体制の確立・連携強化を図ることとしております。

「4 啓発、人材育成」については、相談支援に関わる職務関係者向けの研修を女性相談支援センターが開催し、95名が受講しました。

配偶者暴力被害者自立支援サポーター養成研修は、シェルター所在地の振興局4ヶ所で開催し、156名が受講しました。

配偶者からの暴力の防止及び困難な問題を抱える女性への支援に関する全道セミナーは、関係機関やその他支援団体等を対象としてオンラインで開催し、184名が参加しました。

今後に向けては、引き続き相談支援に関わる職務関係者向け研修を開催するとともに、国が作成した研修プログラムを活用し、職務関係者のスキルアップを図ることとしています。

以上、基本計画の推進状況の概要について説明いたしました。取組の詳細等につきましては、資料1-2に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。基本計画の推進状況については以上です。

なお、参考資料としてお配りしている資料につきましては、道内における困難な問題を抱える女性への支援に関する状況等について、令和6年度までの実績を取りまとめた資料になりますので、ご参考としていただければと思います。この資料を毎年作っているのですが、昨年度までは配偶者暴力に関するデータのみを載せておりましたが、令和6年度に困難女性支援法が施行されたことに伴いまして、一部情報を追加した形にしております。以上です。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

ありがとうございました。

続きまして、道立女性相談支援センターの取組につきまして、後藤所長からご説明お願いいたします。

**【道立女性相談支援センター 後藤所長】**

北海道立女性相談支援センターの後藤でございます。私から、女性相談支援センターの取組について何点かご説明をいたします。一部、今の子ども家庭支援課からの実施状況の説明と被る部分もあるというふうには思いますがご了承願います。

それでは資料2に基づいて説明をいたします。資料2では大きく2点を載せております。1つが「支援調整会議の実施状況について」です。もう1点が「センターでの支援の実施状況について」というふうにしております。

それではまず、「支援調整会議の実施状況について」でございますが、まず、実務者会議についてです。令和6年度の実務者会議については、先程の子ども家庭支援課からの説明もありましたが、5地域で実施をいたしました。

7年度の予定につきましては、今後ではありますけれども道内振興局単位で行われておりますDV連絡会議と合同で実施する予定としておりまして、内容については、昨年の実務者会議と同様、困難女性支援法の周知共有など連携への取組について、さらに連携についてご説明をしようというふうに考えております。管内のDV連絡会議の構成機関の方々が集まる機会ですので、その席で実務者会議ということで開催をしたいというふうに考えております。

続いて個別ケース検討会議の実施状況ですが、令和6年度につきましては1回ということで、胆振管内で、若年女性の自立先の支援ということで、市、民間のシェルター、学校などに集まっていたいただきまして、センターが主催で実施をいたしました。

また、ここには記載しておりませんが、個別ケース検討会議ではないのですが、一時保護の検討が必要となるケースについて、どこの管内ということは申し上げませんが、児童が絡む案件だったので、センターから要保護児童対策地域協議会の開催を地元にご依頼して開催に至り、参加したという事例もございます。

そして7年度は、今のところの実績で2件ありましたので記載をいたしました。

札幌と書いてありますが民間シェルターからの依頼を受けて、4月に妊娠中の母の支援という内容で、民間シェルターそれと弁護士の方を参集して実施した件、それと、次、今年の10月、今月なんですけど、DV被害母子の支援という内容で、地元の自治体、それから児童相談所、それから地元の警察署も参集して開催をしたというケースがございました。支援調整会議については以上でございます。

そして、センターでの支援の実施状況についてということですが、こちらも先程の子ども家庭支援課の説明と被るのですが、令和6年度の相談件数が4,000件超ということで5年度とほぼ変わりませんでした。横ばいというところでございます。

内訳を記載しておりますけれども、夫婦・離婚相談が1,550件で全体の36%、この1,550件のうちDVの相談が1,246件、夫婦・離婚相談に関しては、8割方がDV相談だったということでございました。

夫婦・離婚相談以外では、ご自身の問題、悩み事、それから家庭相談、この家庭相談の中には、親子間の暴力なども含まれます。こういった相談の内訳でございました。

次、一時保護ですが、令和6年度の一時保護件数はセンターが65件、その65件のうち夫等からの暴力が47件と72%、そして民間シェルターなどへの一時保護委託が112件、この112件のうち、夫等からの暴力によるものが94件83%という内容でございます。

さらに今年度、7年度の9月末現在でセンターでの一時保護件数は44件、そして、民間シェルターなどへの一時保護委託が64件というふうな状況となっておりますので、昨年と比べますと、センターが昨年の同時期よりも多く、委託については、若干多い程度という推移となっております。

以上が実施状況ですが、これに関連して若干述べさせていただきます。

センターの一時保護につきましては、地元札幌市だけではなくて、札幌市以外の市町村からの一時保護依頼を受けておりますので、そういう意味では市町村との連携というのは、今のところ、順調に推移しているなというふうに考えております。

夫婦間のDVだけではなくて、高齢者であったり、障害を抱えた方であったり、様々な困難を抱えた方々の一時保護ということをして市町村からの依頼で実施をしているというところで、複雑化

しているというのが現状ですが、地域だけでは継続的な支援が困難というケースもあって、うちに一時保護を依頼しているということがございます。

また、市町村だけではなくて、当然民間シェルターとも連携は進めておりまして、センターから一時保護委託するというケースは先ほど説明したとおりですが、民間シェルターの方からセンターに一時保護依頼があるというケースもありまして、今年度44件の一時保護というふうに先ほどご説明しましたが、そのうち4件は民間シェルターからセンターの方に一時保護依頼があったというケースでありますし、それ以外も、要保護の方がシェルター間で移動するというケースもあります。民間シェルターから別の民間シェルターへ移動するというケースもありますし、或いは今年度に入ってからもありましたけども、センターに一時保護して、その後民間シェルターの方に移動するといった要保護者の方もいらっしゃいました。

そういう意味では、民間シェルターの皆様とは、連携をして要保護者の希望、意向も反映した自立に向けて連携を進めているというところでございます。

あと、最後になりますけれども、地域的な課題ということで若干述べさせていただきますと、高齢者の問題であったり、或いは同伴の子どもの問題もありますが、やはり高齢化を反映してなのか、年配の方の一時保護というのも当然でございます。

センターは一時保護施設を持っておりますが、介護をする専門スタッフがいるわけでもなく、バリアフリーの施設でもない、それから障がい者を専門に看る体制もないということで、そういう方に対しての保護というのは何かと難しいところはあるのですが、ただ高齢の方でも入所するというケースもありますので、そういった方々の対応、退所先ということでいろいろ支援をしているところではありますけれども、今年度に入ってから、センターに一時保護された後に、高齢の方だったんですけども、地元の自治体の方で、養護老人ホームへの措置をしたというケースがありました。ですから、養護老人ホームへ入所するまでの一時保護したというようなケースもありましたので、そういう意味では市町村との連携がうまくいったと言えると思います。

あと最後に、母子で入所したケースだと、母親の養育能力などについていろいろ困難さがあるといったケースもあって、母子生活支援施設などの入所を検討するケースもあるんですけども、母子生活支援施設への入所にあたって、地元の自治体の必要な予算措置がないために、そこが、なかなかうまくいかないといったケースもあるというのが実情といったところでございます。

センターとしては引き続き、一時保護依頼をされた要保護者の意向を尊重しながら、地元との連携、それと民間シェルターとも連携して、要保護者の支援に当たっていきいたいというふうに考えております。以上でございます。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

ありがとうございました。

それでは続きまして、北海道警察における取組状況についてということで、北海道警察本部の人身安全対策課安全指導係長の坪田様からご説明をお願いしますでしょうか。

**【北海道警察本部人身安全対策課 坪田係長】**

北海道警察本部の取組状況について説明いたします。北海道警察本部人身安全対策課の坪田と申します。

人身安全対策課というところはですね、配偶者暴力DV、ストーカー、児童虐待、行方不明事案などを所管、対応しておりまして、この会議の場では、DVの対応状況について説明させてい

たきます。

資料3なのですが、まず1つ目として「北海道内における配偶者からの暴力事案対応状況」ということでグラフを見ていただいて、令和6年大幅に減っているように見えるんですけども、概ね過去5年ですね、高水準で横ばいで推移しているのかなという状況です。それで令和6年中は相談件数3,535件、概ねその1割にあたる326件を検挙しております。

この相談件数の内訳なのですが、女性からの相談が約7割、男性からの相談が約3割となっていて、意外と男性からの相談も多いのかなというような印象も受けますが、一応警察の件数のカウントの仕方としてよくDV事案で多いのが、女性も暴力受けるし、喧嘩の中で女性から男性に対する暴力、お互い暴力を振るっているという事案も多くあります。

その場合、女性からも相談を1件、男性からも相談を1件としてカウントしているので、男性の割合も、皆さんの感覚以上にちょっと多いのかなというところがございます。とはいえ、実際現場で対応している感覚からいうと、やはり男性から女性に対する暴力というのが圧倒的に多いのかなというところです。

この検挙の内訳なのですが、検挙数は、保護命令違反の検挙など、関連法を合計した件数とは書いていますがほぼほぼ9割方、いわゆる暴行傷害の罪で検挙をしております。

続きまして、2番の「北海道警察における保護対策制度」ということで、様々な保護対策は行っていますが、あくまでも制度としてあるものというところで説明をさせてもらおうと、まず1つ目として「特定者情報登録システム」というものがありまして、要は、よく言われるのは110番登録システムと呼ばれるもので、DVに限らずストーカーでも児童虐待でもすべてそうなんですけども、再発の危険性、可能性がある方には、その方の電話番号をあらかじめ警察で登録して、または110番する恐れのある電話番号、自宅の電話番号だとか、ご家族の電話番号をあらかじめこちらで登録しておくことでスムーズな対応ができるというものです。

具体的には、通常、110番を受理したらですね、まず、あなたは誰ですか、何があったんですか、どこにいるんですかというのを一つ一つ聞いていく作業が必要なんですけども、このシステムにあらかじめ登録しておく、どこに住む何々さんで、過去にDVだとかストーカーの取り扱いがある方、今後こういう危険が予想される方、というのがあらかじめ登録できて、110番を受理した者が瞬時に状況を把握できるというシステムになります。

ただですね、あらかじめ登録できるとは言っても、実際にどこで被害に遭うのか、どこに警察官が行けばいいのかというのは、その時々、状況に応じて思いますので、どこに来て欲しいのかっていうのは、110番の電話で聞かなければいけないんですけども、一応そういった事前の登録ができるというシステムがあります。

(2)として、「一時避難等に係る公費負担制度」というところで、警察に相談されるパターンというのは、時間を作って意を決して相談に来られるというよりは、もうその場で何かがあって暴力を受けて、もうその場で110番をする、何かがあってすぐ警察に駆け込むというパターンが多いです。

そういった方、往々にして多いのが、DV被害を受けました、警察呼びました、このまま一緒にいるわけにはいけないので、他に避難しましょうと話が進んだとしても、なかなかお金の工面がつかない、そういった場所がないという方も多いので、そういった場合に概ね3泊、3泊までというわけではないんですけども、概ね基準値3泊までを限度に、ホテルだとかそういった宿泊施設の経費を警察で公費で負担しましょうという制度になっております。これも、年々活用する方が増えています。

その下にあるのは、今回の会議とあまりあれなんですけども、住民基本台帳の閲覧制限、支援を受けている方に対してということで、警察では事件事故を取り扱った場合には、原則、実名を報道機関に提供しています。

ただ、中には、旦那さんとか家族からは秘匿で避難している方もいて、例えば札幌市内何区で交通事故に遭いましたということが報道されてしまうと、またそういった2次被害に遭う可能性があるという場合には、ご自身でちゃんと警察に申告してくださいねとか、そういった注意事項ですね、こういったことを、一応警察の方からはこういったDVとかストーカーの被害に遭われた方には説明をしております。

資料の方は以上なんですけども、この他にも北海道警察として、皆さんご存じの方もいるかと思いますが、神奈川県川崎市で起きたストーカー殺人事件、あれで今年9月に対応状況の検証などがまとめられて、今ホームページでも、誰でも閲覧できる状況にはあるんですが、一応北海道警察としましても、神奈川県警の話だからということではなくてですね、今一度、北海道の対応状況とか、制度とか、このままでいいのかっていうところを部内で点検して検証しているところです。

その中で、今回の、関係機関の皆様をはじめとした方々と連携して、警察で事件化、事件と支援、皆様の支援の両立が大事だと思っておりますので、今後もよろしく願いいたします。私からは以上になります。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

はい、ありがとうございました。

それでは、次に民間シェルターの取組につきまして、北海道シェルターネットワークの代表ということで、女のスペース・おん代表理事の山崎様から、ご説明の方をお願いいたします。

**【北海道シェルターネットワーク 山崎事務局長】**

北海道シェルターネットワークの事務局長しております、女のスペース・おんに所属している山崎菊乃と申します。日頃より皆様には本当にいろいろ協力していただき、連携ありがとうございます。

今日はですね、北海道シェルターネットワークのそれぞれにちょっと聞き取りをして、それぞれの地域でちょっと困ったなっていうようなケースを皆様にお知らせしたいなと思っています。北海道は基本的に官民の連携は、非常にスムーズに行われているんですけども、ちょっと困ったというようなところで聞きください。

私ども1997年からですね、北見、釧路、帯広、旭川、札幌、苫小牧、室蘭、函館と8ヶ所のシェルターがネットワークを組んでいて、大体年に2、3回、北海道さんですとか、あと女性相談支援センターさん、そして北海道警察の方などと意見交換などしております。

それでは、ちょっとそれぞれのシェルターのお話をさせていただきます。

まず札幌なんですけども、皆さんきっと聞き取ったときにやっぱり最近のことをお話しされるので、ちょっと最近困ったなっていうことで、札幌では警察対応についてお話をしていきたいと思っています。

まず札幌市は署が幾つもありますけども、警察署によって対応が違うというか、私たち支援者が一緒に行ったときの対応が署によって全く違うっていうことがありました。不安を抱えた当事者の聴取のときっていうのは、ご本人にとってはものすごく警察ハードル高いですし、時系列にお話

しができないということがあるので、支援員の同席というのは、非常に大事だなというふうに思っているんですけども、なかなかこう、署によっては同席はだめですと言われてしまうことがあるので、要望としてはですね、原則、同席はいいよというふうにさせていただきたいと思っています。

それからこれも最近なんですけれども、シェルターの入所後にですね、いつもうちがその所轄に搜索願が出される可能性があるので、シェルターに入所しましたよっていうお電話をするんですけども、それは署によって、1つの署だったんですけども、別にシェルターに入ったからといって、特に搜索願に関しては配慮するというようなことはないですよというようなことを言われたことがあってですね、これもやっぱり情報統一させていただきたいなと思っています。

それと、先程坪田さんがおっしゃられた公費負担のホテルの宿泊代なんですけども、ある署では、そういうことができますよねということも言っても知らなかったという職員さんがいらしゃったので、それもちよっと情報共有を徹底させていただきたい。

それと最近怖かったのが、加害者が拘留されたんですよ。それで加害者が勾留中に、私たち被害者の自宅にいろいろ荷物を隙に取りに行くんですけども、この日に釈放されるよって教えられた日よりも、実際は前に釈放されてしまったんですね。加害者に出くわすことはなかったんですけども、その釈放されると決まったときに連絡をくれるというふうに約束していたんですけども、その釈放された旨の連絡がなくて、危うく家の方に行ってしまうというようなことがあったので、どうも刑事課と生活安全課のちよっと連絡がミスっちゃったみたいな感じもあったんですけども、ぜひその辺で、大変命に関わることなので、連携をさせていただきたいなと思っています。

先日、北海道で作成したハンドブック、あれは非常によく作られているハンドブックなので、ぜひ各署にも配付していただいて、DVのこと、警察官の方にも更に理解していただけたらなと思っています。

他はですね、他の市なんかの生活保護課ですとか、いろいろな行政担当の方との連携は非常にスムーズに行っておりまして、とても私たちも感謝しているところです。

次に、オホーツクの方の北見ですね、配暴センターが網走ということで、なかなかその入所に関して網走の配暴センターが関わってくれないっていうようなことで、困ったなっていうふうなお話をしていました。

あと保健師さんなんですけれども、オホーツク管内では結構保健師さんがシェルター入所につなげるケースが多いらしいんですけども、配暴センターのことも知らない保健師さんがいたりとか、そのDV支援の対応の流れが分かっていない保健師さんがいらしゃって、ちよっと危ないなと感じたことがあるので、ハンドブックをやはり保健師さんにも周知させていただきたいということでした。

次、釧路はですね、毎年いろんなところにご挨拶に行っているらしいんですね。釧路はつながりをつくるためにも、毎年春には必ず釧路管内、根室管内の行政回りをしているそうです。

市外から避難してきた当事者に関して、支援調整会議を依頼した件で、これ最近らしいんですけども、まず当事者の出身の釧路管内の自治体に依頼したところ、そこの自治体は釧路で自立するのであれば、釧路で開催すべきだっていう回答で、そこでの支援調整会議はやってもらえなかった。だったらということで、釧路市に開催を依頼したところ、まだ自立先が決まっていないから、自立先が決まったらそこの自治体でやるべきだということで、速やかな調整会議の開催ができなかったということがありました。

最終的にはですね、非常にお子さんがたくさんいる方だったので、家探しが大変だったんですよ。それで最終的には釧路市さんと連携しながら、釧路市内に居所が決まったので、釧路市さんが中心となって支援調整会議を開いたそうです。

その後、支援する体制を整えることができて、スムーズな支援につながったということなんですけれども、その間2ヶ月、シェルターを利用して、シェルタースタッフは、家を見つけるために、もうとにかく駆けずり回って、スタッフはもうへとへとになってしまったということをおっしゃっていましたので、支援調整会議はどこでも、速やかに開いていただきたいというのが要望です。

次、室蘭です。室蘭は、多分これは他の支援センターさんも感じてらっしゃることだと思うんですけども、新法施行後からですね、精神疾患ですとか、知的障がいなどがある方を保護することが多くなった。その場合にシェルターのスタッフって医療の専門家ではないので、とても大変でしたということでした。

その場合、医療や手帳などの行政手続きもものすごく多くなって、精神疾患ですとか、そういう医療手続きが必要な人っていうのは、もうシェルターでの業務っていうのが膨大になるってことをお話されていました。なので民間団体だけがこういったいろんな機関を奔走するのではなくて、受け皿につなげるためのスムーズな連携体制を自治体でやっていただけたらということでした。

そして苫小牧ですね、苫小牧は困難女性支援法の施行後、配偶者暴力相談支援センターからではない部局、他の包括支援センターですとか、そういうDVの専門じゃないところからつながるケースも出てきているんですけども、その際に、そういう専門でない部局が相談支援センターにいろんな相談票を出したりというのにすごく時間がかかってしまって、大変なこと、当事者を長時間待たせることになってしまったそうなんです。それで、これを受けて苫小牧市に窓口の一本化を要望したところ、苫小牧市ではそれが改善されて、困難女性のケースでも配偶者暴力支援センターが窓口になって、スムーズに保護できるようになりましたという報告を受けました。

そして最後なんですけれども、全体としてお願いしたいのが、市区町村の女性相談支援員からの民間シェルターへの直接の依頼が非常に増えています。

その原因がペット、あとはハイティーンの12歳以上の男の子、あと、たばこを吸うからということで、もうストレートにうちの民間シェルターに来るんですよ。

それをどこに入れることができるかっていうのを、うち今ペットいっぱいだから、苫小牧に聞いてみようかみたいなことやっているんですけども、それを一本化して女性相談支援センターさんが差配していただけると非常に私たちは助かるっていうか、ぜひお願いしたいと思っています。

それともう1つ、これも全部のシェルターの要望なんですけれども、生活保護受給者がシェルターを利用した場合なんですね。シェルター入所中は生活扶助費が出ないんです。病院代などの一時扶助費は出るんですけども、生活扶助費が出ない。そうすると、今まで生活扶助で賄っていた携帯代とか、移動のための交通費などが支払えなくて、「お金がないです、どうしましょう」みたいになって、シェルターでちょっと負担したりとか、そういうことが実際に起きています。

これは運用の問題だと思いますので、シェルター滞在中というのは、食費や光熱費などは私達の方で賄うので、そういうのを差し引いた形での生活扶助費の当事者への支給をぜひお願いしたいと思います。これはぜひ変えてもらいたいなっていうことです。

それから行政ですとか、あと児童相談所の話も出てきてですね、なかなか児童虐待とDVっていうのを一つというふうによりも分けて考えて、最終的に家族再統合の考え方があって、お父さんところにもう1回戻そうかみたいな動きというものもあったシェルターがあったということなの

で、その辺も児童相談所の職員の方にも一緒にDVについての理解を深めて欲しいということでした。

以上が北海道シェルターネットワークからの要望です。よろしくお願いします。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

はい、ありがとうございました。

それでは、今、議題の（１）ということで、それぞれ取組状況等、要望という形もありましたが、お話をいただいたところです。

続きまして、議題（２）の方の意見交換の方に移って参りたいと思いますが、ここまで説明のありました件などにつきまして、いろいろご質問ご意見等、何かございましたら、また、各機関における取組状況ですとか、課題ですとか、何かそういうことで、ご発言したいということがございましたら、挙手、アクションをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、先ほどシェルターネットワークの山崎さんからお話のありました中身の部分で、私どもの方で作成させていただきました、審議会とかでも多分中身見ていただきながら作りましたハンドブックの関係で、ちょっと周知がされていない部分があるのではないかというか、もうちょっと広く周知をとという部分もあると思いますので、そこは今後ですね、相談を受けるであろう保健師さんの部分ですとかに、もうちょっと周知がされるような形で、今後また、再周知等も含め、対応していきたいなというふうに考えております。

あと、要望の中でちょっと出ておりましたが、この場ですぐ解決策がこうだということをお示するのもなかなか難しい部分もあるのかもしれませんが、例えばこの札幌の警察対応のところに出ていたお話の部分で、道警さんの方で何かコメントできるようなことはございますでしょうか。ここで結論をとというわけではないんですけども。

**【北海道警察本部人身安全対策課 坪田係長】**

はい、警察本部の坪田です。

警察対応ということで、警察署によって対応が違っていると、同席をお願いしたいというご意見だったんですけども、これに関しては、一律というのはなかなか難しく、単なると言うとあれなんですけども、事情聴取、「どんなことがあったんですか」とお聞きする場合と、本当の刑事事件の手続きとして、取り調べという手続きを行わなければいけないときとでちょっと話が変わってきてしまうのかなと。

単なるお話をお伺いするという段階では、むしろ同席していただいて、被害者の方の不安を少しでも和らげる、リラックスしてもらい、何でも話してもらいという環境が作られたほうが、警察としてもありがたいのかなと思うんですけども、そこから話が進んで、刑事事件としての手続きとして、取り調べを行いたいと、で、その話を元に、供述調書を作りたいということになると、同席という部分は、個別ケースで検討しなければいけないのかなと思っております。ただ、一律にだめだというものでは当然ないので、その個別のケースごとに、担当者同士、できれば事前に打ち合わせを行っていただいて、お互いが何とか納得できる、お互い、被害者の方も含めてですね、納得できる形の答えが出せたらなど。

もしそういった調整で、ちょっと困ったなっていうことがあれば、警察の本部の方にも、こんなことがあるんですけどもということで、お声掛けいただけたら、検討できるのかなと思っております。

2つ目として捜索願の件ですね、これも、ちょっとその警察署の担当者の説明不足なのかなというところは感じるどころがありまして、おっしゃるとおり基本的にシェルターに入所していて、もう居所がはっきりしている方というのは、捜索願だとか行方不明届というのは受けるべきではないと、趣旨が異なってくるので、これは当然配慮が必要なのかなと。

ただ、システム上というか制度上ですね、出せませんとか、例えばここで言うと、旦那さんからそういった相談だとか、行方不明届の届出があったときに、出せないとか、拒否することもなかなか難しいので、そういった意味合いをおそらくちょっと担当者の説明不足があって、そう捉えられてしまったのかなというところがあるので、担当者には引き続きこういった教養とかをしていきたいなど。

あと、公費での宿泊ができることを知らない職員、これもちょっと警察本部の方ですね、所属の職員の方にいろいろと周知していきたいなど。

苦しいところで、24時間当直勤務している者の中には、中にはというかほとんどはこういったDVだとか、警察署だと生活安全課がDVだとかストーカー事案を対応しているんですけども、普段は当然そういったことを担当しない交通部門だとか、そういった警察官も当直しているので、やっぱり中には知らない職員もいるんだろうなど。

ただ、知らないということで、被害者のいろいろな選択肢が狭められてしまうということはあるとは思わないことなのかなとは思いますが、これも引き続き警察署の方には指導していきたいとは思っております。

最後の加害者の拘留が予定よりも早く釈放されてしまった、その連絡がなかったというところに関しては、これは本当にこの要望書のとおり、本来的にはあってはならないことなのかなと。これで、万が一、被害者だとか、シェルターの職員の方に何かがあれば、もう取り返しのつかないことになってしまうので、これは本当に引き続きですね、警察署の方には指導していきたいと思っています。

といったところでよろしいでしょうか。

**【北海道シェルターネットワーク 山崎事務局長】**

はい。ありがとうございました。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

札幌人権擁護委員協議会様が挙手されておりますので、どうぞ発言をお願いいたします。

**【札幌人権擁護委員会協議会 男女共同参画委員会 花田委員長】**

ありがとうございます。札幌人権擁護委員会協議会の花田と申します。

まず、道立女性相談支援センターの方にご質問をさせていただきたいんですけども、いただいている資料の2の下の方の一時保護のところの、「その他」センターでの一時保護件数とか、民間シェルターなどでの一時保護件数のところの最後の部分に「その他」という部分が載ってきていて、先ほどのご説明ですと、高齢者とか障がい者の方がここに入ってくるんだというお話があったと思うんですが、高齢者、障がい者以外にも、何らかの特性だとか、或いは事情を抱えた方がこの「その他」の中に入ってるんだとすれば、その具体例をちょっと教えていただきたいというのが1点。

もう1点は、困難女性の中の一類型としてですね、例えば、犯罪を犯してしまって、執行猶予

を受けて出てきたり、或いは実刑になって刑を終えて出てきたと、それで帰住先がない、或いは、実はお子さんがいて児相に一時保護されていたりとかですね、出所後はお子さんをできれば引き取って、一緒に暮らしたいというような要望の女性がもしいたとしたら、こういう女性も保護の対象になっていくのか、そのあたりのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】

女性相談支援センターさん、どうでしょうか。

【道立女性相談支援センター 後藤所長】

はい、道立女性相談支援センターです。

まず1つ目のご質問で、高齢者、障がい者という、高齢の方であったり障がいを抱えた方であったりというお話をしましたが、例えば6年度でいうと65件のうち、夫からの暴力が47件ありましたという説明しましたが、その47件の中に高齢の方もいれば、障がいをお持ちの方もいるということです。そういうふうにご理解いただければというふうに思います。

ちなみに、「その他」というのはどういうものかという、親からの暴力であったり、あと、親族からの暴力であったり、或いは交際相手からの暴力であったりというようなケースでございます。

それともう1点が犯罪者なんです、それもうちでよろしいですか。

【札幌人権擁護委員会協議会 男女共同参画委員会 花田委員長】

すみませんそうしますと、いわゆるこの「その他」の部分っていうのは、やはり暴力が前提になっているという受けとめでよろしいんですかね。

【道立女性相談支援センター 後藤所長】

はい、昨年度の65件の内訳なんです、ここに書いた以外の「その他」は先ほどご説明したとおりで、これはたまたまかもしれませんが、昨年度の65件は、うちの分析によると、その理由はすべて「暴力」というケースでした。

経済的な問題とかのケースもあり得るんですけども、昨年度はなかったということでございます。

【札幌人権擁護委員会協議会 男女共同参画委員会 花田委員長】

ありがとうございます。

【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】

すみません、先ほど2つ目で出ていた、犯罪者について、センターの方でそういう事例って今までは多分ないですかね。

【道立女性相談支援センター 後藤所長】

昨年度はないです。ただ困難女性支援法の趣旨からすると、帰住先がなく、つまり帰るところがない、そして、このまま保護しなければですね、生命ですとか心身に影響が大きいというふう

に判断できれば、当然一時保護の対象になるということになります。

**【札幌人権擁護委員会協議会 男女共同参画委員会 花田委員長】**

ありがとうございます。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

それでは他に何かご質問は。

シェルターネットワーク山崎さんですね。すいませんお願いします。

**【北海道シェルターネットワーク 山崎事務局長】**

はい、すいません。支援センターの後藤さんが先ほど、母子寮に入れようと思ったんだけど、自治体の予算がなくて、入れることができなかったという事案をお話されたと思うんですけども、母子寮って定員があって、きちんと定員を支援できるような予算組みというのをあらかじめ取られているはずなんだろうと思うんですけども、それってどういったことだったのか、もしよければ、教えてもらえたらと思います。

**【道立女性相談支援センター 後藤所長】**

私から回答してよろしいですか。道立女性相談支援センターの後藤でございます。

これは制度的な問題だというふうにご理解いただければと思うんですけども、母子生活支援施設への入所というのは、自治体の入所措置になりますので、その措置をする自治体がですね、このケースの場合で言うと住所地のある自治体ということですね、そこがつまり、母子生活支援施設への入所を措置するという決定をするということになると、基本その自治体はその住民を、どこの母子生活施設っていうことを別にして、入所を措置するという決定をするにはですね、その自治体が、その措置にあたって経費を負担するための予算というのがある初めて措置ができるという仕組みになっております。

ですので、そもそも予算措置がなければその自治体として、入所措置を決定することはできないということになっておりますので、そういうケースがあったということでございます。

**【北海道シェルターネットワーク 山崎事務局長】**

わかりましたありがとうございます。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

他に何かご意見、質問したい事項等ございましたら、挙手等をお願いいたします。

はい、札幌人権擁護委員協議会様のお願いいたします。

**【札幌人権擁護委員会協議会 男女共同参画委員会 花田委員長】**

何度も申し訳ありません。今度は警察の方にご質問なんですけれども、DVに関して相談件数が令和6年度3,535件、検挙件数326件という資料をいただいているんですけども、検挙されていないものが多い。

この検挙されるもの検挙されないものの大きな違いとか差というのはどこにあるのかというところをちょっと教えていただきたいです。

【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】

道警さんお願いできますでしょうか。

【北海道警察本部人身安全対策課 坪田係長】

はい、警察本部の坪田と申します。

この差というところなんですけれども、基本的な考えというか立場としては、DVに限らずなんですけれども、検挙できるものは検挙するという考え方ではいるんですけれども、相談の中には、相談というかですね、先ほどちょっと説明したんですけれども、警察で受理するものの大半は、110番であったり、交番だとか警察署に急遽駆け込む、その場で急遽起きた、突発的に起きたものというのが非常に多くて、中には110番はしたものの、別に旦那さん、奥さんを捕まえて欲しいわけじゃないんだと、ただこの場を納めて欲しかったんだ、というような相談も数多くあります。

もちろんそんな場合でも、危険性だとか、切迫性、ちょっと危ないねというものがあれば、被害者の方が被害届を出さないといった意思を表示したとしても、逮捕したりだとか、事件化したというものはあるんですけれども、この残りの検挙できなかったものというのは、大半は協力が得られないだとか、というところで事件化ができなかったものというところで理解してもらえればなと思います。

【札幌人権擁護委員会協議会 男女共同参画委員会 花田委員長】

はい、ありがとうございます。

【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】

はい、ありがとうございました。他に何かご質問等ございませんでしょうか。

女性相談支援センターお願いいたします。

【道立女性相談支援センター 後藤所長】

質問ではないんですけれども、シェルターネットからの資料4で要望があった中に、山崎代表からの発言の中で、委託に関してですね、直接依頼があって、それで、シェルターの方で調整するのが大変だというお話がありましたので、それについてちょっとお答えをしたいと思います。

山崎代表、いつもお世話になっております。こういうことでご苦労されているというのは、非常に大変だなということなんですけれども、まず、一時保護の委託の仕組みからしてですね、これはハンドブックに載ってはいるのですが、当事者である女性から、配暴センターであったり市町村、DV相談窓口であったり、民間シェルターのケースもあるんですけれども、相談があって、そして我々はですね、一時保護の依頼を受けるんですけれども、私共、市町村であったり、配暴センター、或いは警察から一時保護依頼を受けるので、市町村からの依頼は、うちにまず来るというのが一応原則というふうには考えております。

ただ、緊急性があったりということで、直接シェルターの方に依頼をされるケースも稀にはあるかと思うのですが、それは例外的なケースというふうに考えていただいて結構ですし、ハンドブックもそうなっております。

ですので、もし民間シェルターさんの方にそういうふうな直接依頼があった場合はですね、「まず、センターの方に連絡してください」というふうに言っていただいて結構です。そこは役割が

それぞれありますので、まずそれは、「センターの方にそれを相談してください、依頼してくださいって」言っていて結構ですし、市町村の方も、直接シェルターではなくて、私どもの方に連絡していただきたいということは、今後機会があれば言っていきたいというふうに思います。

もちろん、何度も同じことを言ってしまうかもしれませんが、直接民間シェルターに連絡することが駄目だと言っているわけではないのですが、あくまでそれはもう緊急を要するとかですね、その特例、例外的な措置というふうに考えていただきたいと申しますし、実際、山崎代表がおっしゃっていた、ペットとかですね、中学生の男児とか、タバコとか、これ実は私どものセンターでも対応できない案件ですので、ここは本当に民間シェルターさんにお世話になるしかない部分ではあります。

ただ、その調整をシェルターさんにやっけていただいているのなら、それはやるのは我々というふうに考えておりますので、もうそこは、シェルターからこちらの方に振っていただいて直接連絡させ、その調整がある件にかかわらず、全ての依頼について、原則、まずセンターに上げてくださっていただければ結構です。以上でございます。

**【北海道シェルターネットワーク 山崎事務局長】**

はい、よろしく願いいたします。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

はい、では他に何かご意見等ございますでしょうか。

それではですね、道庁の方からも1点、ちょっと情報として何かをお持ちかどうかというあたりも含めてですね、ちょっとご相談というかお話しさせていただきたいと思っているんですけども、先日の議会でも、被害者の支援という面では、皆さんいろいろとやっけていただいている部分もあると思うのですが、加害者に対するプログラムということで、ちょっと議会でもご質問を受けたりしてございます。

私どもの方で作っております基本計画の中でもですね、一応、加害者プログラムに関しては載せてはいるんですけど、取組としては、国ですとか他都府県の取組状況のまずは情報収集をさせていただいたり、あと北海道で実施している団体があるのかというあたりの情報収集も、ということで掲載させていただいているところなんですけれども、道内で何か加害者に対しての支援プログラムというのをやっているような情報を持っているですとか、あと逆にそういう相談が来ていたといったような情報というのは、もし何か情報としてあればですね、結構、今回たくさんの機関の方にご参加いただいておりますので、何かあればお聞きしたいなと思ひまして、ちょっと急だったのでなかなか難しいのかもしれませんが。

今日、今この場でなくて後日でも構わないのですが、もしそういう情報があればいただきたいというのがございまして、どうでしょうか、何か情報はありますか。

**【北海道シェルターネットワーク 山崎事務局長】**

全国的な組織なんですけれども、山口のり子さんがやっているアウェアですとか、今のアウェアの副代表が札幌にいる志堅原さんなんですよ。

彼女のところでは、リモートなんだけれどもやっているという話は伺っています。今のところ。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

リモートなのでどこの地域というのは関係なくってということですね。

**【北海道シェルターネットワーク 山崎事務局長】**

そうです。対面でというのはちょっとごめんなさい、北海道で私わからないんですよ。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

オンラインでというのはいろいろ聞いたこともあるんですけど、なかなか対面でやっているとか、あんまり情報としてなくてですね、何かそういう活動しているようなところがあるのかなあというのがちょっと正直わからなくてですね、もし情報あればというふうに思うんですけど。

**【北海道シェルターネットワーク 山崎事務局長】**

もしあったら、後程ご連絡いたします。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

ありがとうございます。どうでしょうか。他の機関の方、なかなかあまりそういう情報ってないですかね。

保護観察所さんお願いできますでしょうかすみません。

**【札幌保護観察所 松原統括保護観察官】**

札幌保護観察所統括保護観察官の松原です。

ちょうど今ですね、加害者への支援というかですね、プログラムというところのお話があったんですけども、支援というわけではないんですけども、私ども保護観察所ですね、加害者に対する指導とか監督っていうところを行っておりますので、1つの事例としてはですね、DVに限らず暴力を振るった加害者に対して、「暴力防止プログラム」というのを設定してやる場合があります。これは全員ではないです。

いわゆる、いろいろな加害者の事件の内容に応じて設定される人、されない人というのはいるんですけども、その暴力とかに関して「暴力防止プログラム」というのを行っておりまして、その中でDVを行った加害者に対して、DVの中身にも触れた暴力防止プログラムというのをやっている場合があります、というところをちょっとご紹介をさせていただきますのでごめんなさい、道庁さんが、何かあったときの支援っていうことではなくて加害者に対する指導っていう範疇で、暴力防止というところをやっているというところは、1つちょっとご紹介をさせていただきますと思います。以上です。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

ありがとうございます。それは北海道内でやっている取組ということでしょうか。

**【札幌保護観察所 松原統括保護観察官】**

北海道ではなくて、これは私ども保護観察所で国の機関になりますので、どこの保護観察所でもやっています。全員というか、これ「特別遵守事項」と言って、加害者の保護観察になった人に遵守事項として、守らなければいけない約束事が遵守事項として設定される人もいるので、それが設定された人に対して行うというところで、かつ、その暴力防止プログラムの中で、被害者

のとか、加害者本人の状況をその事件の内容に応じて、DVに触れるというコースっていうか、そういう内容が含まれるときもあるというところです。なので、これは保護観察所、全国どこでもやっているところです。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

そうですね、わかりました。そうしたら基本的には事件で罪となった方に対する改善プログラムというか、そういうイメージですかね。

**【札幌保護観察所 松原統括保護観察官】**

そうですね。被害者の方ではなくて、加害者、事件を起こした人に対する指導っていう意味。その人に対して、また再び同じようなことを起こさないように、暴力を防止するためにというところで、加害者の人に対して指導をするという形をやっています。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

そうですね、そうしたら要は罪を犯していない、事件まで至っていない加害者に関しては、対象にならないということですね。

**【札幌保護観察所 松原統括保護観察官】**

そうですね、そもそも私どもにつながってはこないですよ。相談だけで終わっちゃったとかっていうのではなく、あくまでもやっぱりこう、事件を起こして、受刑をして、仮釈放で出てきた方とかですね、例えば、事件起こして裁判で執行猶予になって、かつ保護観察の執行猶予処分になったとかっていう人であれば、そういった、その中でもごく一部のみに、設定がされるという形なので、こういったこともあるよということで紹介をさせていただきたいと思います。

**【子ども家庭支援課 小野寺課長補佐】**

わかりました。大変参考になりました。ありがとうございます。

それでは、私どもの質問した情報以外にも、何か他の件についてもご意見等もしあれば、時間がそろそろあと残り10分程度になりますけど、もしありましたら。

それでは、特にご意見等はなさそうでありますので、本日予定しておりました議題は以上のおりとなります。

お集まりいただきました代表者会議構成機関の皆様におかれましては、今後、困難な問題を抱える女性への支援を適切、円滑に行うため、各機関の組織内でこういった情報共有をしていただきまして、道全体の支援体制の確立、連携強化にご協力をいただきますよう、引き続きどうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上で令和7年度北海道困難女性等支援調整会議代表者会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。